

付 議 第 2 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成 16 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一

久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校	平成22年4月1日 〃 平成8年4月1日 平成2年4月1日
-------	------------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行

新 照 表 旧
対 照 表 対 照

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 2 (第 3 条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
土佐清水市	下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校	平成 22 年 4 月 1 日 " 平成 8 年 1 月 1 日 平成 2 年 1 月 1 日
略	略	略

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 2 (第 3 条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
土佐清水市	下ノ加江小学校 窪津小学校 益野小学校 三崎小学校 足摺岬中学校	平成 22 年 4 月 1 日 " 平成 8 年 1 月 1 日 平成 2 年 1 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日
略	略	略

25土清教学第1061号

平成26年 3月24日

高知県教育委員会 様

土佐清水市教育委員会



公立中学校廃止届

下記のとおり、公立中学校を廃止いたしますので、学校教育法施行令第25条第1項第1号の規定により、関係書類を提出いたします。

記

1. 廃止する学校名

土佐清水市立足摺岬中学校

2. 廃止の理由

土佐清水市立足摺岬中学校は、生徒の減少に伴い平成25年3月31日をもって休校となり、校区内の生徒については、現在、スクールバスを利用して清水中学校へ通学をしています。

足摺岬中学校区の生徒は、出生者数の状況から今後も増加見込みはなく、学校の再校が望めないため、平成26年3月31日をもって廃止とする。

3. 生徒の処置方法

生徒の通学については、これまで通り土佐清水市立清水中学校へ通学することとし、その経費は市が負担する。

へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第15条の2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1級地	3%
	2級地	5%
	3級地	7%
	4級地	14%
	5級地	18%

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】 最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】 自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。